佐賀県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十一月十三日から平成二十一年十二月十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十一月十三日

佐賀県知事　古川　康

道路の種類及び路線名	道路の区域			
	区間	変更前後の別	幅員（メートル）	延長（メートル）
一般国道二〇七号	杵島郡江北町大字下小田字四本松篭四二八番地先から杵島郡江北町大字下小田字四本松篭四三四番三地先まで	後	六・〇～六・〇	一三七・八
	杵島郡江北町大字下小田字四本松篭四二八番地先から杵島郡江北町大字下小田字四本松篭四三四番三地先まで		一三・二～一〇・七	一一三・八
	杵島郡江北町大字下小田字四本松篭四二八番地先から杵島郡江北町大字下小田字四本松篭四三四番三地先まで	前	一三・二～一〇・七	一一三・八